

2021年1月25日

栃木県知事 福田 富一 様

民主市民クラブ  
代表 山田 みやこ  
齊藤 孝明  
松井 正一  
加藤 正一  
中屋 大  
小池 篤史

2021（令和3）年度 県当初予算  
及び政策推進に関する要望書

<はじめに>

昨年から新型コロナウイルス感染症により世界の様相が一変してしまった。感染拡大防止のために日常の社会経済活動が物理的に分断され、孤立を生み、生存の危機にまで及ぶくらい持続可能性が失われつつあり、今後これをどう阻止できるか、お互いに手を差し伸べ合うことができるかが問われている。人類そして現代社会が今ほど「賢さ」を試されている時はない。

本県では、昨年12月30日から新型コロナウイルス感染症に対する警戒度レベルが特定警戒となり、不要不急の外出自粛要請がなされた。しかし、その後、感染状況は最も深刻な「ステージ4」（爆発的感染拡大）の段階となったことから、1月14日から2月7日まで緊急事態宣言の対象区域となった。飲食店の時短営業が、宇都宮市のみから県内全域に拡大され、時短協力金の支給を実施するとともに、県民に引き続きの不要不急の外出自粛要請を求めている。本県が47都道府県のうち緊急事態宣言の対象となった11都府県に含まれたことを重く受け止め、県民に対する感染防止対策への取組を強力に進めていただきたい。

一方、予算関係では、2021年度の財源不足について、昨年10月時点での試算で109億円が見込まれているが、コロナ禍において、さらに県税収入の動向は予断を許さない状況にあり、臨時財政対策債の発行額も膨らむ見込みである。直近の2019年度決算の経常収支比率は、前年度に比べ0.6ポイント上昇の95.2%と硬直化が更に進んでいるとともに、一般財源等の確保が厳しい中での予算編成は大変困難な状況であると言わざるを得ない。しかし、地方創生の推進、地域社会の維持、雇用の維持確保等、県民の生活を守ることはもとより、人づくりにもしっかりと取り組む必要があることから、不要不急の事業について大胆な見直しを行いながら、予算編成に取り組むよう、民主市民クラブ会派として以下の具体的な予算及び政策推進に関する要望を行う。

## <各部局への具体的な要望事項>

### 1 ブランド力向上と発信力強化について

「とちぎ元気発信プラン」における本県のブランド力向上の取組の成果指標に掲げた「地域ブランド調査2020魅力度ランキング」の結果は最下位となり、“47ショック”としてブランド力向上と発信力強化の取組の難しさを再認識したところである。加えて、民間調査会社による同調査に関する手法や調査項目のあり方に、改めて疑問を喚起させる機会ともなった。

一方、“47ショック”による本県への注目が集まることとなり、結果発表以降民放番組による話題づくりやとちぎ未来大使をはじめ本県ゆかりの方々への取材、コメント公表が相次ぐことでの思わぬ効果も生まれた。

今後も本県認知度向上の重要な機会となる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会はもとより、規模の大きさに関わらずイベントを活用した情報発信に努めるとともに、開設3年目となる大阪センターがこれまで企業誘致・観光誘客・県産品販路拡大など精力的に行ってきた取組をさらに強化すべく、会派として要望してきた「アンテナショップ」・「移住相談支援センター」設置に向けた試行的取組を図ること。

また、380名を超えるとちぎ未来大使のスケールメリットを生かした戦略的な活用を図るため、職業や活動分野を踏まえ「観光」、「食・文化」、「産業」、「地域性」、「人材」等個別テーマに基づく活動グループを立ち上げ、県がプラットフォームを担う体制づくりに努めること。

あわせて、未来大使のもつ優位性やキャラクターを最大限発揮してもらうようトークセッションやシンポジウム、本県の魅力にストーリー性を持たせた未来大使出演による動画発信等取り組まれない。

さらに、県民愛着度の高い地域には観光客が訪れる傾向が見られることから、愛着度を高める施策の拡充とともに本県発信のSNS等に関心を寄せる「栃木ファン」に関するデータの集約・管理を図り、「栃木ファン」への継続的発信と「栃木ファン」による情報拡散が図られるよう努められたい。

### 2 Withコロナで取り組むとちぎ創生15戦略（第2期）の推進について

とちぎ創生15戦略（第2期）の初年度取組は想定外の新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける一方、東京圏への一極集中の社会構造転換の機運加速やデジタル社会に向けた体制整備の遅れなど、新たな課題に直面することとなった。

今後はWithコロナを踏まえた「新しい生活様式」を取り入れ、職場や地域を基本とした社会形態を問わない「新たな日常」へ移行・見直しを進めなければならないと考える。また、「生活拠点」や「集団による就労環境」など働き方に関する従来の考え方を変え、新たな地方における価値創造への関心が惹起されている。

Withコロナで取り組む本県地方創生の推進に際し、感染症の拡大防止と社会経済活動のマルチタスクを展開するうえで、既存事業の見直しを行う一方、県内中小企

業のリスク対応力支援・競争力の強化、ワーケーションの推進、地方分散を呼び込む環境づくり、新しい生活スタイルの実践・定着等取組を拡げていくべきと考える。

そこで、中小企業が環境変化に対応するための支援をはじめ感染症対策融資の確保、留学生と海外展開を目指す企業等とのマッチングの強化、デジタル技術を活用することのできる生産者の育成及び県産品の販売環境の拡充を図ること。自然を生かした観光資源等の磨き上げとアクティビティ性に富んだ本県の優位性をブランディング化して国内外への情報発信を図られたい。加えて、市町が進める地方創生の取組を支援する「わがまち未来創造事業」の見直し、「とちぎ未来人材応援事業」の活用促進に取組むこと。

### 3 デジタル社会における新たな地方分権・権限移譲について

本県から市町への権限移譲は、2000年度から特例条例に基づき権限移譲を進めている。2006年度には「栃木県権限移譲基本方針」及び「権限移譲推進計画」を策定し、計画的な権限移譲に取り組むとともに、基本方針については成果と課題を踏まえ、2011年・2016年にそれぞれ改定しながら、市町が必要な権限を自ら選択する「手挙げ方式」を取り入れるなど、市町の実情に応じた権限移譲を推進してきた。権限移譲の推進は市町が自らの発想と創意工夫に基づき、地域の課題解決や地方創生に寄与する取り組みであり、今後のデジタル社会の進展により行政ニーズも変化することが予想されることから、新たな権限・事務の移譲が必要と考える。

そこで、来年度までを推進期間と定める現基本方針を見直すべく、庁内検討組織の設置や市町との協議等に取り組むこと。また、昨年は国の地方分権一括法施行から20年を迎えたが、コロナ禍における新しい生活様式の導入や地方移住に向けた機運の高まり等でも見られる社会のデジタル化への流れを踏まえ、新たな地方分権の検討について、全国知事会等を通じ国に対し働きかけられたい。

### 4 県財政運営の健全化に向けた取組について

本県財政は、2022年のいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催に向けた大型公共事業の実施等による投資的経費などの増大により、県財政が逼迫傾向にある。県が試算している中期財政収支見込みでは、毎年の「財源不足額」が固定化傾向となっており、その額も90億円前後となっている。また、昨年10月時点での2021年度の財政収支見込みの試算では、約109億円の財源不足額が見込まれている。

2019年に発生した令和元年東日本台風により県内は甚大な被害を受け、その対策費も膨大となった。気候変動が著しくなった今日、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、不測の事態に対する予算措置も恒常的になる等、県財政健全化への取組は、いざという時の備えのために極めて重要であり、その具体的な手段として、財政調整的基金の醸成が不可欠となっている。

さらに、昨年2月22日に本県で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症については、第1波、第2波、そして、現在は第3波の渦中にあり、度重なるクラ

スターが発生する等、県民の生活やいのちを揺るがす甚大な被害をもたらしている。その対策のため県では、8次に及ぶ2,400億円を超える補正予算を編成し、医療や検査体制の確立、雇用の確保、更には観光業や飲食業、製造業等に対する経済対策等を実施しているが、その財源については、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等で対応している。全国的な感染拡大は、本県にも押し寄せ、新型コロナウイルス感染症の影響は本県経済に大打撃を与えているため、2021年度の予算編成への影響は計り知れない状況となっている。

そこで、2021年度は次期プラン「とちぎ未来創造プラン（仮称）」や次期行財政改革大綱「とちぎ行革プラン2021（仮称）」の新たなスタート年度でもあるが、近年のこうした不測の事態を考慮すると、財政健全化に向けた諸計画の大幅な見直しや修正が必要となってくる。このため、中長期的な県財政支出の計画等について丁寧に検証し、今後の事務事業の見直しや大型事業の実施時期の変更などを行うほか、行政サービスを最低限保障しつつ、特に不要不急の事業等については中止や延期をするなどといった視点で、予算執行方針の大胆な変更を行いながら、県財政運営の健全化に向けた対策を講じること。

## 5 公共施設等維持管理体制における新たな支援について

コロナ禍において、県有施設等も感染拡大防止に努めながら、県民・団体などに対し、施設利用・企画事業等公共サービスの提供に取り組んでいる。

しかしながら、昨年春から相次ぐ施設の利用休止や利用制限、事業の中止に伴い、指定管理者は、維持管理体制の継続に苦慮してきた。感染症対策という新たな対応に迫られる一方、外出自粛や新しい生活様式のもと、施設運営上、利用件数及びサービス提供の減少を余儀なくされている。

県はこの間、コロナ禍で影響を受ける指定管理者に対し、今年度補正予算に計上した予備費での対応を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、事業の中止や利用件数の減少、新しい生活様式に伴う維持管理などによる影響の長期化が懸念されることから、指定管理者との契約条件等、指定管理者制度を早急に見直し、指定管理者に対する支援制度を整えること。

## 6 私学就学支援の充実について

今年度から県は、国の高等学校等就学支援金制度の拡充に合わせ、私立高等学校等に通う生徒に対する就学支援金について、年収約590万円未満までの世帯への支給額を引き上げるとともに、私立高等学校等入学料減免補助金を創設した。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯についても、授業料以外の教育費負担軽減を目的とした奨学のための給付金を支給対象とした。

しかし、経済的困窮を理由とした中途退学者は無くならず、コロナ禍による経済停滞に伴う新たな滞納状況も生じ、感染症の収束が見通せない中さらなる支援が必要と

される。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯への支援を継続するとともに、入学料減免補助金における生活保護世帯及び住民税非課税世帯、年収約590万円未満の世帯に対する補助額の引き上げを検討されたい。

また、今年度補正予算で措置した公立学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る教職員の業務補助を行うための人員配置や、ICT活用教育を推進するための支援を新たに私立学校等に対しても図ること。

## 7 県有施設の長寿命化対策について

本県の公共施設等の多くは、高度経済成長期以降に整備をしてきており、今後、これらの施設等が一斉に老朽化し、更新や修繕等に多額の経費が継続的に必要となる。こうした状況を踏まえ、県では「栃木県公共施設等総合管理基本方針」や施設類型ごとの「個別施設計画」に基づき点検・診断を行い、予防保全工事等の長寿命化対策を実施している。北村副知事をトップとする「県有財産総合利活用推進会議」によって、情報共有や部局横断的な調整を行っているが、年1回の開催と聞いている。「栃木県公共施設等総合管理基本方針」が策定され、5年目となるが、主に学校施設においては、事後保全による改修工事が目立つ状況にある。現在の課題は、すべての公共施設において、長寿命化や更新費用にいくらかかるのか全体を把握できていないことや、縦割りの弊害として、各部局ごとに策定している施設類型の個別計画では、どうしても更新計画が重なり、結果的に財政の平準化も図れず、今後必要な公共施設が良好な環境で使用できなくなるおそれもあることから、公共施設等の情報を部局横断的に管理・集約する専門部署を設置すること。さらに、今後も財政状況は、人口減少社会に合わせて今以上に厳しくなっていくことが想定されるが、県民にとって必要な公共施設は更新していかなければならないことから、財源の確保にも努めること。

## 8 婦人保護事業の見直しについて

2011年4月に婦人相談所の移転に合わせ、「とちぎ男女共同参画センター」を本県のDV対策の中核機関として、県民への啓発、相談、一時保護等を一体的に実施してきた。今年度で10年目を迎え、さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次改定版)も来年度目標年度を迎える。これまでの取り組みや社会情勢等の変化を踏まえ、次期基本計画に向けて検証し、見直しを図られたい。

一つは、婦人保護担当の行政職員や所長は人事異動により、決して長いとは言えない期間で代わるため、専門家とは言い切れず、唯一婦人相談員の経験と専門性がなければ誰も専門家がいないうちでの婦人保護事業と言わざるを得ない。相談支援体制向上のため、婦人相談員は、現在の相談のみに限らず、一時保護さらに退所後に至る一連の判断権限を担い、主訴や支援の見立てに長年の経験ある民間支援団体と同様に、高い専門性を持つ役割としての職務権限を有し、行政職員との綿密な連携を持ち、専門

職としての資質向上を図られたい。同時に、段階を踏んだ非常勤の会計年度任用職員から常勤雇用への登用も図られたい。

また、とちぎ男女共同参画センターに含まれた婦人保護機能を「女性自立支援センター」として独立させ、福島県のように、全国公募で婦人保護の現場経験豊かなセンター長を迎え、運営基盤の改善を図られたい。

## 9 栃木県プラスチック資源循環推進条例に基づく取組強化について

日本の廃プラスチック総排出量は2005年1,000万トンに対し、2018年も900万トンとほぼ横ばいの状況である。また、廃プラスチックの海外輸出は、本年以降、バーゼル条約によって規制されるため、国内で廃プラスチックを再利用・有効活用する機運も高まっている。

本県においては、「栃木県プラスチック資源循環推進条例」が議員提案によって昨年制定され、同年3月10日施行となった。本条例ではプラスチックの資源循環に対し、県や事業者、県民の責務を定め、実効ある施策展開を求めている。特に県においては、事業者等が実施するプラスチック資源循環の推進に資する研究及び技術開発を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めることを本条例で定めているため、今後、具体的な課題に対し必要な措置を講じていただきたい。

一つには、農家や農業団体から寄せられた要望として、「農業用廃プラスチックの処理問題」が挙げられる。農業用廃プラについては、2017年末の中国の廃プラスチック類の輸入禁止措置などに伴い、国内における産業廃棄物処理を余儀なくされているため、処理費用の高騰による農家等の負担増が大きな問題となっている。(参考までに、2015年は28円/kg、2019年は67円/kgとなっている)調査によると、廃プラスチックの処分に対する農家負担軽減策として、県内各自治体における支援には、大幅な格差もあるため、昨年制定された「廃プラ条例」の趣旨を踏まえ、県における廃プラスチック処理に対する支援制度の創設など、農家負担の軽減を図ること。

二つには、「廃プラスチックの削減に向けた新素材の開発」である。プラスチックのような環境負荷が大きい素材の製造・使用が、世界的に見直されている中で、今、日本発の革新的な新素材が注目を集めている。2011年設立のベンチャー、TBMが開発したLIMEX(ライメックス)である。LIMEXは、世界各地にほぼ無尽蔵に存在する石灰石が主成分であり、しかも、水や木材をほぼ使用することなく製造ができ、紙やプラスチックの代替製品となる可能性を秘めている。国内では、宮城県白石市にプラントが建設されており、今後、廃プラスチック削減に資する素材開発に向けて、極めて貴重な情報である。従って、本県においても廃プラスチック削減に資する素材開発に向けた情報収集や研究開発に向けた検討を行うこと。

## 10 スマート林業の推進並びに林業・木材産業従事者の育成・確保について

本県林業・木材産業の課題は、①伸び悩む素材生産量と生産性（効率化を促進し、国際競争可能な欧米諸国並の素材生産性の達成、豊富な森林資源を活用し素材生産量を増加させるため労働生産性の更なる向上）②災害に強い森づくり等を進めるための林業労働力の不足（新規就業者数が40人程度で推移する中、県民税事業の進展等に伴う労働力不足）③高い労働災害発生率（安心して働ける環境づくりや就業者の定着に繋げるための労働安全の確保）等が挙げられる。

更に昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響が本県林業・木材産業界にも押し寄せ、川下の建築着工戸数の減少により、川上のスギ材を中心とした柱材の供給量や川中の製材量において大幅な減少となる等、業界全体に連鎖した甚大な影響が及んでいる。

こうした課題解決に向け、本県の林業・木材産業の安定化を図るためには、未来技術の活用等を駆使した「スマート林業」の導入が極めて重要である。

本県では、昨年「とちぎの林業イノベーション by Society 5.0」が内閣府の未来技術社会実装事業に選定され、12月には協議会が発足し、内容の検討に入っていると聞いている。具体的には、「森林資源情報高度デジタル化事業」による航空レーザー計測・基盤データの整備や「未来技術導入・実証事業」による素材生産、造林・保育等の分野への未来技術の導入等であり、本県の林業・木材産業における将来展望が開拓される動きが顕著であるため、本事業を活用した、本県ならではの「スマート林業」の確立に向け、予算・政策の推進を図りたい。

また、本県林業・木材産業従事者等の確保・育成は不可欠である。我が会派も継続的に要望してきた「林業大学校構想」については、先の県議会知事答弁でも明らかな通り、2021年度に具体的なカリキュラムを検討することが表明されている。本県の林業・木材産業従事者等の確保・育成に向けては、県林業センター等が行っている「就業後研修」に加えて「就業前研修」や基本的知識等の習得の場の確保等も極めて重要である。今後の検討にあたっては、他県の林業大学校の先進的な事例を参考にするとともに、県内の各自治体等からの要望も加味し、場所や具体的なカリキュラムの検討等、産官学連携等を取り入れ、積極的に取り組むこと。

## 11 野生鳥獣害対策と豚熱（CSF）及び高病原性鳥インフルエンザへの対策について

農林業に大きな被害をもたらす野生鳥獣に対し、特にイノシシ・シカに関し、県は管理計画に基づく捕獲目標の達成に向け、県単捕獲奨励制度や地域リーダー育成研修、さらには侵入防止柵設置等により、市町や捕獲従事者を支援するなどして取り組んできた結果、捕獲数を堅実に増加させてきた。しかしながら、被害金額は依然高い水準で推移しており、一層の対策強化が求められる。そこで、粘り強く地道な支援を継続し、対策の実効性をより向上させるため、新年度以降においても事業に必要な財源を十分に確保すること。

加えて、昨年来、本県においても、豚熱（CSF）に感染したイノシシが確認されたことや、高病原性鳥インフルエンザも近県で発生し、いよいよ本県にも刻々と迫りつつある状況だが、ひとたび侵入を許してしまうと、その被害は計り知れないものとなることから、これらの感染症に対する防護・防疫対策の一層の強化が求められる。そこで、現場の正確な状況を把握するためにも飼養者との緊密な意見交換や適時適切な情報提供に加え、あらゆる対策に万全を期すために必要な財源を十分に確保すること。とりわけ、豚熱（CSF）については、飼養豚への定期的なワクチン接種が極めて有効とされているので、消毒体制の強化や経口ワクチンの散布も含め、時期を逃さず最善の対策が行えるよう、きめ細かな支援に必要な財源を十分に確保すること。

## 12 本県の環境の現状と課題克服に向けた取組について

本県は、新たに2021年度からの5か年計画である「栃木県環境基本計画」（以下、新計画）を策定中である。新計画では、「とちぎエネルギー戦略（2014—2030年度）」、「とちぎ環境立県戦略（2009—2020年度）」、「生物多様性ととちぎ戦略（2016—2020年度）」の3戦略を統合し、とちぎ未来創造プラン（仮称）との整合を図ろうとしている。

本県の環境の現状と課題では、①近年の自然災害の激甚化・頻発化に対する気候変動への「適応策」、②メガソーラーをはじめとする再生可能エネルギー設備は多くが売電目的であり、地域電源になっていない、③食品ロスや海洋プラスチックごみ等の対応、④生物多様性の確保と農林水産業等の被害軽減の両立、⑤新技術活用による県内経済発展と地域課題解決の両立等が挙げられ、これらの課題解決に向けて、新たな指標に基づく、新計画の実効性が問われることとなる。

新計画は、4つの基本目標に対し18の施策を掲げ、更に「重点プロジェクト」として、4つの指標を掲げて取組を展開しようとしている。そこで、今後こうした指標の達成に向けては、県民運動として取り組むことが重要であるため、その具現化に向けて取り組むこと。

また、環境を取り巻く国の新たな動きとして、昨年「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、その実現に向けては、「経済と環境の好循環」を作る産業政策として「グリーン成長戦略」が策定された。このような国の動きに呼応し、県においても2050年の目標達成に向けた本県の役割を明確化し、県民総ぐるみ運動として取組を進めること。

さらに、ものづくり県である本県においては、自動車をはじめとするものづくり産業におけるカーボンニュートラルの推進は不可欠である。東京都では、2019年12月に発表したビジョン『ゼロエミッション東京戦略』および『ZEV普及プログラム』において、2030年には新車販売台数の50%をZEV化、2050年には全ての自動車をZEV化することを明示している。（「ZEV=Zero Emission Vehicle=排出ガスを出さない自動車」で、EVやFCV等を指す。）本県は、自動車産業が集積しているため、本県独自の「ゼロエミッション戦略」を検



討すること。加えて、蓄電池分野、水素分野の研究開発についても産官学連携で推進すること。

### 13 介護保険サービスの充実について

介護職の現場においては、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」として将来的な介護人材の確保について懸念されているが、現在においても、空床が生じていても入所できない施設が見受けられるなど、介護現場の担い手不足は深刻なものといえる。この点、県においては、外国人介護人材の就労支援や、元気高齢者の介護周辺業務への参入促進など、人材不足の解消に向けて取り組んできたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな人材の参入が進みづらい状況にあるといえる。そうした中、高齢者は新型コロナウイルス感染症に対する重症化リスクが高いとされていることなどから、身体的接触による感染リスクが高い介護職員の負担は一層大きくなっている。県においては、そうした介護職員について、負担軽減やコロナ差別の防止・メンタルケアを含めた離職防止対策を講じられるとともに、本質的な処遇改善を図られたい。また、高齢化社会において不可欠の社会インフラといえる介護事業を守るためにも、潜在的介護人材等の確保や復帰プログラムの準備・支度金の支援等、即戦力となる介護人材の確保のための方策を講じられたい。さらに、コロナ禍の中で、利用者数の減少等により厳しい経営状況に陥っている介護事業所に対する支援を講じられたい。

### 14 子育て支援の充実について

2014年に、子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されず、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策に関する大綱が策定されている。しかし、2018年度までの16年間、虐待による死亡例は0歳児が一番多い現状である。厚生労働省の専門委員会は、妊婦健診未受診や予期せぬ妊娠など妊娠期・周産期の状況が一層乳児虐待に繋がるリスクになり、「関係機関の関与なし」が0歳児では85.7%であったと指摘している。コロナ禍における子育ては、より一層の不安や怖れなどに直面し、出生前の環境にも大きく影響することから、早期からの切れ目のない支援のために、予期せぬ妊娠等の相談窓口「にんしんSOS」設置は必要である。設置に際して、委託先など様々な課題があり、県内市町の実態調査を検討することから、全市町の子育て世代包括支援センターとの連携を視野に、早期に調査を行い現場の意向を把握し設置を図られたい。

また、子育て期の問題として、児童相談所への相談対応件数は、2019年度は前年対比で385件の増加となり、今後さらにコロナ禍において、生活困窮やDV被害等から児童虐待相談件数は増加が見込まれる。昨年度3つの児童相談所において、7名の児童福祉司等の増員をはかり、今後3年間で15名増やし71名にするという方針だが、虐待対応時の不適切な言動と対応があったと聞いている。職員の人材育成が追いついていないのではないかと疑問に思う。支援の場での二次被害は決してあっては

ならない。対応件数が多いとはいえ、OJTや研修の徹底と適材適所の配置により将来を見据えた子どもの成長の支援を図りたい。

### 15 コロナ禍を受けての看護師養成対策について

コロナ禍における医療環境の充実・強化を図るための措置を講じること。特に全国的に看護師不足が指摘されており、新規看護師養成に係る学内での研修資材の充実をはじめ、潜在看護師の現場復帰に向けた研修機会の確保等本県としての看護師確保対策を強化すること。そのためにも、新型コロナウイルス感染症の増大による医療現場等への誹謗中傷対策、更には、報道でも明らかな通り、看護師の離職率の増加を受けて、医療現場に対するメンタルケアや更なる支援の充実を図ること。

さらに、コロナ禍における医療崩壊を招かないためにも、医療や看護などの関係団体や専門家の助言や指導を求め、県として適切な対策を講じていくこと。

### 16 新型コロナウイルス感染症対策における医療提供体制の充実と県民に対しての情報発信について

県では、1月14日現在、確保病床数・宿泊療養室数621床・室となっているが、病床稼働率は60%前後を推移、重症病床稼働率は50%前後を推移と、数字だけ見るとまだ受け入れられるように思えるが、自宅待機者は約1,000人と非常事態に直面している。病床は確保したものの、治療には多くの人員を要するため、現在の医療体制では、確保した病床数全てに対応できるだけのスタッフ数が不足している状況と聞いている。県民からは病床稼働率が上がらないことについて不満の声が聞こえてくる。県として、現在の県内医療提供体制について、県民に対し正確な情報提供が必要と考えられる。1月14日に緊急事態宣言が発出となったが、前回の緊急事態宣言の時よりも外出している人が多く感じられる。やはり、陽性患者を減らすためには、不要不急の外出を控えることが必要なことから、もっと高い緊張感を強いられるような情報発信や対応にも努めること。さらには、県央・県南の宿泊療養施設につづき県北にも宿泊療養施設が開設されると聞いている。十分なスタッフの拡充に努めるとともに、知事会を通じて国に対して医師、看護師等医療スタッフの派遣要請を行うなど受け入れ態勢の拡充にも努めること。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、2月中旬から同意を得た医療従事者への先行接種が開始されるといわれている。接種を円滑に進めるための体制の整備が課題となっている。接種にあたる医師や看護師などの必要な人員を各市町が確保できるよう県は助言、指導に努めること。そのほかワクチン接種に対する個人の意思の尊重や副作用等情報など、市町に対して適切な情報発信に努めるとともに、ワクチン接種に伴う費用については全額国が補償するよう国に対して働きかけること。

さらに、新型コロナウイルス感染症の検査体制について、厚生労働省は15日、PCR検査で一度に複数の検体を分析するプール方式を、行政検査の対象とする方針を

明らかにした。医療、介護施設の一斉検査などに活用が期待されていることから本県もプール方式を早急に取り入れること。

### 17 障がい者施策の充実について

本県における民間企業での障害者雇用状況は、栃木労働局による集計によれば、年々増加しているものの、2020年において実雇用率が2.18%であり、法定雇用率2.2%に届いておらず、全国順位も33位と低い水準にあるといえる。2021年3月1日からは法定雇用率が2.3%に引き上げられるものであり、県においては、県内企業における障害者雇用の推進のために対策を講じられたい。

また、コロナ禍において、障害者に対する不当な解雇や雇い止めが起きないように、県内企業における障害者雇用の実態をしっかりと把握すると共に、テレワーク等で障害者が働きやすい環境を整備するなど、その雇用の益々の促進を図られたい。

### 18 観光関連産業への支援と観光需要の回復について

昨年から拡がり始めた新型コロナウイルス感染症の蔓延は、日本全国の経済活動に多大な被害をもたらし続けている。とりわけ観光立県を標榜し続けてきた本県においては、観光関連産業へのダメージは甚大である。昨年の内に始められたG・O・T・Oトラベルキャンペーンの効果などにより、一時的な持ち直しが感じられたものの、新年早々には再び、特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に追加され、さらなるダメージを回避することは至難の業となっている。これまで政府の対応は二転三転を繰り返し、観光関連産業に対し、結果として現時点で何ら実効性ある対策が講じられていない現状からは、今こそ県が、速やかに独自の対策を実行することが求められている。

まず、観光関連産業は宿泊・旅行・添乗員・運輸・土産物店など、その業種・業態は実に多種多様で裾野が広いことから、地域活性化のための主要産業であり、雇用誘発効果や経済波及効果も広範囲に及んでいるが、財務等の経営基盤は比較的脆弱な事業者が多いことから、国には、観光関連産業版の持続化給付金制度を新たに創設するなど、中長期的視点も含め、必要な支援制度の創設と予算措置が講じられるよう、改めて強く働き掛けるとともに、県としても、それを補完する独自支援の速やかな枠組みづくりに取り組むこと。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、2度目となる緊急事態宣言が発令されている現状から、各知事は都道府県境を跨ぐ移動は極力控えるよう要請が続いている。こうした状況から、本県単独では、国のG・O・T・Oトラベルキャンペーンの状況を見極めながら「県民一家族一旅行」を再度実施することを検討することに加え、国には、近隣県とのブロック的な連携により対象範囲を限定した地域版「G・O・T・Oトラベルキャンペーン」など、その時々々の感染状況に応じて、地域独自の旅行推進事業を企画・実行することで、需要回復・喚起の実効性と経済波及効果の向上を図るための対策が講じられるよう、強く働き掛けること。

## 19 コロナ禍での新たな働き方創出支援について

新たな生活様式を取り入れた就労環境の整備に向け、在宅を基本としたリモートワークやサテライトオフィス設置による分散勤務が進められる一方、コロナ禍による販売低迷や事業規模の縮小を余儀なくされ、持続化給付金・雇用調整助成金はじめ国及び県等の支援が図られながらも雇用に与える影響は少なくない。

栃木労働局によれば1月15日現在、県内でも雇用調整の可能性のある事業所数は累計3,000か所を超え、解雇等による見込み労働者数は累計1,065人に上る。さらに、昨年11月の県内有効求人倍率は、前月より0.05ポイント上回ったとはいえ、1倍を下回るのは5ヵ月連続となった。

こうした中においても、堅調な事業活動が行われている業種・事業所も見受けられ、雇用の維持に苦慮する事業所からの人材の一時的な受入れ含め情報の収集・提供及び仲介が図られる雇用シェアリングを検討されたい。

また、昨年12月臨時国会で成立した「労働者協同組合法」を受け、制度の周知と法人設立の支援等を図りながら、多様な就労機会の創出を図ること。

## 20 事業者・労働者への支援対策とテレワーク推進について

去る1月14日、本県も特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域となった。これに先行して県が独自に決定した飲食店等への営業時間短縮協力金の給付は、当初の宇都宮市内限定から全県域に拡大されたことは、私たち会派としても一定評価したい。しかしながら、コロナ禍で影響を受けている県内事業者は、当然、幅広い業種にわたり、飲食店だけにとどまるものではない。これだけ長期間にわたり、著しいダメージを受けている事業者への手厚い支援は、本県の経済活動を維持するために不可欠である。そこで、大枠の対策については財源確保の観点からも、国に持続化給付金や家賃支援給付金、休業支援金・給付金、雇用調整助成金特例の延長、無利子無担保融資など、これまでのメニューの拡充や要件緩和、さらには複数回化などにより、よりスピーディーで実効性ある対策が講じられるよう、強く働き掛けを行うこと。同時に、それらを補完する本県独自のきめ細かな対策を講じること。さらに、雇用維持の観点からも、事業者のみならず労働者にも、それらの支援策が広く周知されるよう、県としてもニーズに十分に対応できる相談窓口や情報発信の体制強化に、さらに取り組むこと。

また、今回のコロナ禍への対処として、ビジネスの現場では、テレワーク推進の必要に迫られた。働き方改革の観点からも、本県として、県内事業者には、その環境整備が加速的に推進されるよう、さらに、県外からのサテライトオフィスも含む企業誘致や移住・定住の促進に向けた好機と捉え、意欲ある事業者へは、本県独自のインセンティブを付加するなど、さらなる積極的な支援策を講じること。

## 21 種苗法改正に伴う県の種苗条例への影響について

国内で開発された品種の海外流出を防止し、育成者権者の知的財産を守るため、2020年12月に種苗法が改正され、新たに罰則を設けるなどの措置が新設された。

しかし、登録品種の自家増殖について、お金を払って許諾を受けなければならなくなるなど、新たな負担に不安を抱く生産者も多い。

そこで、2020年4月に施行された本県の「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」の運用について、県内生産者の負担増とならず、かつ、種苗の育成者権者の権利を守れるよう対応していくこと。

さらに、種子法廃止とほぼ同時に成立した（2017年5月）農業競争力強化支援法では、これまで国の研究機関や都道府県が開発してきた種苗の関連情報について多国籍企業を含む民間業者への提供を促進するとされていることから、県で開発した知見が外部へ流出してしまうなど、様々な不安を持っている県民に対し、正しい情報発信を行い不安払拭に努めること。

あわせて、県が開発した登録品種を公共財産としても守るために、ローカルフード宣言を行うなど、県民や事業者に対し、地域の種苗から作られた農産物の地域での消費、学校給食での活用、できるだけ化学肥料や農薬を使わない環境に配慮した農産物の提供について普及啓発に努めること。

## 2.2 スマート農業の推進について

従来の農作業をICTやIoT、ロボット技術、AIなどを駆使することで、自動化・省力化するスマート農業は、これまで農作業にかかってきた労力を減らすことで担い手の高齢化や後継者不足に対応するとともに、農業技術の承継や国内の食料自給率の安定を目指す手段として進展が期待できる。スマート農業推進のためには最先端技術の導入・実証と、社会実装を進めるための情報提供が鍵となる。最新技術としては、農業用ドローン、自動灌水装置、無人トラクター・コンバイン・田植え機、自動収穫機・選別機などがある。それらを導入することは、効率化、省力化、業務の見える化、農業技術のスムーズな継承、農作業の業務改善等のメリットがある。しかし、導入費用の調達、効率良い圃場の集積、農業経営手腕、ITに精通した人の育成等課題も多くある。そこで、本県のスマート農業モデルの紹介や、農業者と先端技術開発企業とのマッチング、新規就農者への研修等を通じて、農業者の理解促進を図り、次世代農業として推進すること。

## 2.3 本県の米政策の充実強化について

2018年度からの新たな米政策下での過剰生産基調に加え、コロナ禍での消費減退により、主食用米の在庫量が適正在庫の水準を大きく上回っている。国は、2021年産米の適正生産量を693万トンとしたため、2020年産米と比較し、30万トン減となり、大幅な主食用米の作付け転換を余儀なくされている。このため、国の追加的支援措置等も活用し、本県独自の飼料用米等への作付け転換を図るための支援措置を講じること。

2021年産は、かつてない規模での主食用米からの作付け転換が不可欠となるため、現在の米情報を生産・集荷・販売に係るすべての関係者が共有するとともに、「需

要に応じた米生産」を行うために農業再生協議会の強いリーダーシップが必要となる。従って、本県の米生産を的確に実行するために「栃木県農業再生協議会」の運営等を通じ、米生産関係者に対する強力な指導・支援を行うこと。

#### 2.4 令和元年東日本台風被害による教訓に基づく対策／ハード（河川砂防・農地・林地関連）整備とソフト対策について

令和元年東日本台風は、本県に甚大な被害をもたらすとともに多くの教訓も残した。県は、この教訓を活かし、災害に強い地域づくりに努められたい。

被災から経過する時間とともに河川砂防・農地・林地などの復旧をはじめとするハード整備は、住民や所有者・関係者の理解も得ながら順調かつ計画的に進捗している。しかしながら昨今の温暖化や異常気象が頻発する状況から、河川砂防における堤防強化や堆積土砂除去などの防災・減災対策、また田んぼダム等による水田の貯留機能の活用や農業水利施設の保全などの予防的対策、さらに林地における間伐材等の搬出や計画伐採などによる森林の適正管理等、いずれの分野においても、スケジュールの前倒しも含めた、さらなる整備推進が必要であることから、そのために十分な財源の確保を図ること。

ソフト対策では、避難所の指定や運営の見直し、住民避難や防災体制の強化、ハザードマップの効果的な活用、災害ボランティアとの連携、災害廃棄物の処理、水難救助体制の強化、事業者のBCP策定促進に加え、発災時の警察による災害警備の効果を高めるために必要な装備資機材の整備など、これらの諸課題に対応するため、平時から市町や関係機関との役割分担を明確にした上で、常に点検と改善が図れるよう、また有事にはスムーズな活動が展開できるよう、庁内体制や市町・関係機関との連携体制について、より実効性ある見直しに取り組むこと。

さらに、国や一部の民間企業はICTや未来技術を活用・駆使した先進的な防災対策の取り組みを始めていることから、有効な方策を取り入れる試みも積極的に行うべきである。加えて、被災者の生活再建や事業者への経済支援については、実際の被害程度に見合った支援策の拡充を急ぐべきであることから、国に対してより手厚い財政支援を伴う制度の再構築を求めるとともに、それを補完する本県独自の制度創設についても、住民ニーズの把握に努め、速やかな検討に着手すること。

#### 2.5 LRT整備事業に関する検証について

宇都宮市と芳賀町が進めるLRT整備事業については、昨年宇都宮市長選挙において再度争点となったが、結果は推進派である現職が当選した。今後、JR宇都宮駅東側区間の整備促進並びに西側延伸の工事施工認可作業が進むと想定している。

そのような中、新聞報道によると、LRT東側整備区間の総事業費が約200億円増の約650億円となることがわかった。国の工事施工認可を受け、県も83億円の整備補助を手当てしている事業であるにも関わらず、突然の総事業費の増加は極めて不自然であり、遺憾である。昨年12月の県議会第369回通常会議において、LR

Tに関する一般質問に対し、知事からLRT事業の進捗は順調に進んでいる旨の答弁があっただけに、工事施工認可を受けた整備事業の資金計画そのものが誤っているのではないかと疑義を持たざるを得ない。

宇都宮市長は、軟弱地盤の強化、地下埋設物の補償、一部予定していなかった高架化等による事業費膨張を示唆しているが、そのような項目による事業費増大の算定そのものが短期間で実施出来るとは到底思えず、県はLRTに対する補助金を支給している立場として、LRT東側整備区間の総事業費の詳細について確認する必要があると生じている。

そこで、県の責任において、LRT東側整備区間の総事業費や変更増となったメニュー、積算内容について検証し、その結果を県議会に報告すること。

県は、これまで東側整備区間に対するLRT整備補助金は総額83億円とし、いかなる理由においても補助金総額は増やさないと過去の県議会答弁で示している。改めて、今回の総事業費増加に伴う県補助金の増加は行わないことを表明すること。

## 26 ICT教育の推進について

昨年、新型コロナウイルス感染症の影響で長期の休業を余儀なくされた事態を受け、学びの保障として、オンライン授業などが注目され、改めてICT等を活用した学習支援の重要性が認識された。国の「GIGAスクール構想」の前倒しにより、県立学校におけるICTの環境整備費を大幅に増額するとともに、県内小中学校においても国の緊急経済対策を受け、端末整備等を進め、児童生徒に対して1人1台のタブレット配備や、校内通信ネットワーク等のハード整備については、今年度末までには完了する見込みであると聞いている。GIGAスクール構想については、文部科学省からロードマップが明示されているものの、具体的にICT環境を学校の学びにどのように生かしていくかは、学校現場に裁量を委ねるため、困惑を示す先生も多いと聞いている。こうした中、来年度からはICTを効果的に活用した授業が求められている。GIGAスクール構想の実現のために、県教育委員会がリーダーシップを取り、学校現場への専門的な助言とともに、市町間でICT化を巡る教育格差が生じないような学習システムの構築に全力で取り組むこと。また、オンライン授業の必要性は昨年より指摘されていたにもかかわらず、公立校では遅々として進んでいない状況である。いざという時にオンライン授業に切り替えられるような体制づくりを急ぐこと。

## 27 教育機会確保の実践について

県教育委員会は適応指導教室において、不登校の児童生徒に対して、訪問型支援やICT活用の学習支援の調査研究を行い、児童生徒一人ひとりの状況に応じた質の高い学習機会の確保に努めてきたという。適応指導教室は学校復帰を前提としているためギリギリまで学校に行こうと頑張ったが行けなくなった不登校児童生徒にとって、学校復帰はさらなる苦しみに繋がる可能性がある（居場所のないところにもう一度戻すようなもの）。時代の多様化に合わなくなってきている教育現場があるのではない

か。不登校による学習機会の欠如、引きこもりの増加、さらに親も仕事に就けず働きに出られないなどからの経済的困窮、少子化に加え社会的損失に繋がっていくことへの危機感がある。国は教育機会確保法による「休養」や「学校以外の学びの場」などの必要性を法制化した。学校以外の学びの場として、本県のフリースクールでの経験をした児童生徒から、「この経験があったからこそ今がある」という貴重な経験談を聞いている。

県教育委員会は学校以外の学びの場として、県内の適応指導教室やフリースクール等を対象とした実態調査を実施したと聞いている。その結果の公表とあわせ、どのような取組が求められているのか検証が必要である。宮城県においては、丁寧な取組の末、フリースクールへの理解が進み、今年度一つのフリースクールに対してコロナ禍での学習指導員配置という画期的な取組が行われたという。

学校復帰のみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すために、フリースクールの必要性和認識を持つことに加え、フリースクールの運営内容の充実のため、相互の定期的な協議を重ねつつ、教育機会確保法に則った不登校児童生徒にとって本当に必要な支援の実践を図られたい。

## 28 交通安全に係る取組について

栃木県においては、2018年に実施されたJAFの調査で一時停止率が全国最低の0.9%という衝撃的な数字を突き付けられて以降、『『止まってくれない！栃木県』からの脱却』として、インパクトがありわかりやすい広報啓発資料等の作成・活用に努め、交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守を呼びかけ等、さまざまな取組を講じてきたところである。その成果により、2019年には停止率が13.2%の全国29位と大幅に上昇したものである。しかしながら、2020年には、停止率は14.2%とわずか1ポイントの上昇にとどまり、全国順位は36位と後退している。自動車の横断歩道での一時停止は法令で定められたルールであり、人命に危害を及ぼす可能性が高い悪質な運転が後を絶たない現状であることから、県においては、交通事故防止のための啓発・広報活動への益々の取組を講じられたい。

また、県内の信号機のうち、毎年230基の更新が必要とされるところ、実際には年間170～180基程度にとどまっている。信号機は道路交通の安全を守る要であり、不具合が生じた場合の影響も大きいことから、必要な更新にはしっかりと取り組まれたい。さらに、県内各地域から毎年多くの信号機設置要望が届いているところ、実際には信号機の新設は年間10基前後にとどまっており、信号機の必要性について県民と県との意識のギャップがあまりに大きくなっている。県においては、県民の声もふまえた上で、必要な信号機の設置に取り組まれたい。

## 29 2022いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の成功に向けた取組について

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催を1年後に控え、その準備も加速していくところであるが、県の行った2020年度県政世論調査によれば、未だ県民の5



0%以上がその開催を知らないと答えている。特に10代、20代、30代の女性は70%以上が知らないと答えている。一方、2019年開催の茨城県では、本県よりも人口が多い中、開催2年前で5割以上の県民が国体開催を認知していたとのことである。県は、機運醸成を図るためにカウントダウン機能のついたモニュメントを元栃木会館敷地内に設置し2月8日には点灯式を行うとしているが、上記世論調査の結果を踏まえ、より一層のPR活動を展開し、認知度向上を図るとともに、オールとちぎでの両大会開催に向けた機運醸成に努められたい。

また、本大会の開催に向けて、2021年度より県内各地で多くの競技別リハーサル大会が開催されることとなっており、会場地市町ではその準備に取り組んでいるところである。そうした中、県においては、リハーサル大会に係る運営費補助金交付要綱案を示しているところ、市町からは、要綱案における区分及び項目ごとの上限単価が低く、積算基準も現実に見合った内容ではないほか、おもてなしにかかる経費が補助対象外である等、支援内容が十分でないため準備に支障をきたすとの懸念の声もあがっている。さらに、国体等を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症への十分な感染防止対策を講じることが必要不可欠であることから、三密回避のための会場設営や衛生関係の物品購入などが新たに必要となるほか、会場ごとの対応の差異により大会関係者及び観覧者の混乱をきたさぬよう、統一的な対応が必要となる。そこで、会場地となる市町に対し、リハーサル大会運営費補助金の拡充を図るほか、新型コロナウイルス感染防止に係る統一的な指針及び基本的な対応策を示すとともに財政支援を図られたい。